

情報漏洩に関する 調査特別委員会 中間報告

本特別委員会は、昨年12月定例会の一般質問の中で、D・S・T・Bリース契約に係る資料の漏えいが指摘されたことに基づき、昨年12月27日開催の臨時会で、D・S・T・Bリース契約に係る情報漏えいに関して、その全容解明と市の対応について調査を行うため、委員13名をもって構成する地方自治法第100条による調査特別委員会が設置されたものであり、これまで7回にわたって調査を行いました。

調査の経過

1月24日に開催した委員会では、主に、人事秘書課が実施した内部調査の報告を受け、協議を行いました。

内部調査では、情報漏えいしたとされる資料は、平成23年12月14日にケーブルテレビ係設置のFAX機から確井庁舎2階設置のFAX機に送信された「平成23年度嘉麻市ケーブルテレビ施設セットトップボックス物品設置リース料の入札（随意）結果報告及び契約締結伺」であること。

この資料は平成24年10月29日、ケーブルテレビ担当参事が嘉麻警察署の事情聴取に応じた際に問題資料を確認した。問題資料をFAX送信した者は確認できず、誰がどのような目的で資料を受け取り、使用したのかは不明であることなどの報告がありました。

2月4日に開催した委員会では、内部調査報告書の内容を中心に関係職員4人の証人尋問を行いました。

2月15日に開催した委員会では、情報漏えいしたとされる資料の取扱い、市の対応などを中心に市長、副市長の証人尋問を行いました。

2月28日に開催した委員会では、嘉麻警察署長から、「告発の相談の際に嘉麻警察署へ提出された資料については、すべて本人に返還しており、嘉麻警察署には記録提出請に係

る資料はない」との回答があった旨の報告がありました。

なお、これまでの証人尋問では、平成23年3月31日実施の嘉麻市ケーブルテレビ施設セットトップボックス物品設置リース料の入札及び契約の履行については、6名とも、違法な点はなく、監査委員や関係部署からの指摘もなかったとの証言がありました。

3月5日に開催された委員会では、FAX送信された契約締結伺を受け取った経過と取扱い、公益通報者保護法の適用となる事案であると判断した理由、D・S・T・Bリース契約に関して嘉麻警察署へ告発の相談に行った経過などを中心に関係議員の証人尋問を行いました。

精力的に

調査を進める

以上が主な経過であります。各証人からの証言内容を整理するとともに、公益通報者保護法の保護の対象となる「公益通報」に該当する事案であるかについても慎重に判断する必要があります。今後、精力的かつ詳細にわたり調査を続行し、再発防止の観点から、情報漏えいに関する全容の解明及び市の対応について、鋭意調査を進める予定です。

今回から全ページカラーになりました。

